

## 令和4年度八尾市民意識調査実施支援業務委託仕様書

### 1. 調査の目的

市民の生活意識や八尾市政に対する意見、満足度・重要度等を把握し、八尾市が今後どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決める、重要な基礎データとして活用することを目的とする。

### 2. 調査の概要

#### (1) 調査仕様

##### ①調査の対象

八尾市在住の満18歳以上の市民の中から3,000名を無作為抽出

##### ②調査方法：郵送方式

##### ③調査票：A4版、12ページ、単色刷り

#### (2) 調査項目

##### ①第6次総合計画の施策成果指標項目

##### ②調査対象者の基本的事項（性別、年代、職業、小学校区、居住年数等）

##### ③その他特集項目

#### (3) 調査期間：令和5年1月頃を予定（2,3週間程度）

### 3. 履行期間

契約締結後から令和5年3月31日までとする。

### 4. 業務計画書の作成

受託者は業務の実施に先立ち、業務内容を確認のうえ、委託者との打合せを行い、業務フロー、業務スケジュール、業務体制等を記載した業務計画書を作成し、甲の承認を得て、業務に着手すること。

### 5. 委託内容

#### (1) 調査依頼状及び調査票の作成・印刷・封入・発送準備

調査依頼状及び調査票の文面については、協議のうえで作成する。

受託者は、調査依頼状及び調査票を3,000部印刷し、封入（封筒は受託者が作成する。）及び宛名ラベル貼り付けを行う。なお、宛名ラベル貼り付けは八尾市役所内の委託者が指定する場所にて行うものとする。

宛名ラベルについては委託者が用意する。また、発送及び返送に係る送料は、委託者が負担する。

#### (2) お礼状兼督促状の作成・印刷・発送準備

委託者は宛名ラベルを受託者に渡し、受託者はお礼状兼督促状（ハガキ）を印刷し、宛名ラベルを貼り付ける。なお、宛名ラベル貼り付けは八尾市役所内の委託者が指定する場所にて行うものとする。

お礼状兼督促状の発送に係る送料は、委託者が負担する。

(3) 調査票の集計、分析

受託者は、単純集計及び属性別（小学校区別、性別、年代別等）のクロス集計並びに分析等を行う。

(4) 調査報告書の作成

受託者は、集計結果に基づき、分析・評価を行い、調査報告書にまとめる。

6. 成果品

- |                          |     |    |
|--------------------------|-----|----|
| (1) 単純集計表の電子データ (Excel)  | ・・・ | 一式 |
| (2) クロス集計表の電子データ (Excel) | ・・・ | 一式 |
| (3) 調査報告書                |     |    |
| ・電子データ (Word・PDF)        | ・・・ | 一式 |

7. 納入期限

- |                   |     |               |
|-------------------|-----|---------------|
| (1) 単純集計表         | ・・・ | 令和5年2月21日 (火) |
| (2) クロス集計表        | ・・・ | 令和5年3月15日 (水) |
| (3) 調査報告書 (電子データ) | ・・・ | 令和5年3月31日 (金) |

8. 費用の負担

本業務の委託料には、次の費用が含まれるものとする。

- ・調査依頼状の印刷：A4版 両面 1枚 単色刷り
- ・調査票の印刷：A4版 12ページ 単色刷り
- ・発送用封筒（角2）、返信用封筒（長3）の作成
- ・お礼状兼督促状（ハガキ）の印刷
- ・回収調査票の受託者への宅配便送付代
- ・その他調査事務に係る経費

9. その他

- (1) 受託者は、仕様書に定められていない事項については、委託者の指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、作業方法及び進捗状況について、委託者に適宜連絡すること。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、八尾市個人情報保護条例（平成10年条例第15号）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

## 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。